

## 事業所の設置や設備投資に 助成金を交付

環境経済課

町では、町内に新たな事業所の設置や設備投資をした場合に助成金を交付する産業振興支援制度を**2年間延長**し、助成の対象となる施設設備の取得期間を**平成26年1月1日までに延長**しました。

### ◎対象となる事業所

次の①～⑥全て満たす法人または個人。

- ①町内に事業所を有する法人または個人。(新たに事業所を設置する場合を含む)
- ②平成26年1月1日までに次の投下固定資産を取得し、1年以内に操業を開始した法人または個人。  
なお、操業開始とは、事業所の設置または、償却資産などを実際の事業の用に供することをいいます。

※投下固定資産の範囲

- (1) 操業開始前3年以内に取得した土地
- (2) 操業開始前1年以内に取得した建物
- (3) 操業開始前1年以内に取得した償却資産  
(耐用年数5年未満のものは除く)
- ③新設または増設しようとする投下固定資産の総額が1千万円以上であること。
- ④町税などに未納がないこと。
- ⑤性風俗特殊営業など助成の対象とならない事業を行っていないこと。
- ⑥事業を行うにあたり、法令および条例などに違反していないこと。

**【助成内容】**投下固定資産に対して課税された固定資産税の納付相当額

**【助成期間】**操業開始後、初めて固定資産税が課税された年度を含めて3年間

### 【申請手続・問合せ先】

操業開始後、速やかに「産業振興支援事業者指定申請書」を環境経済課へ提出してください。

なお、固定資産の取得時期もしくは操業開始の時期、または事業内容により助成の対象とならない場合がありますので、環境経済課までお問い合わせください。

## 笠松町暴力団排除条例 4月1日から施行

総務課

この条例は、「暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない」を基本理念とし、町民の皆さんと一緒に社会全体で暴力団の排除を推進することによって、安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

条例の主な内容は次のとおりです。

- 町の事務事業(公共工事の入札など)からの暴力団の排除
- 町が設置した公共施設の暴力団の利用制限
- 青少年に対し、暴力団の排除の重要性を認識させ、暴力団に加入しないよう、また暴力団による被害を受けないように指導および助言
- 暴力団に対する金品その他の財産などの利益供与の禁止
- 祭礼などの行事からの暴力団の排除

### 【暴力団排除に関する相談窓口】

- ・岐阜県警察本部組織犯罪対策課 ☎271-2424
- ・岐阜県暴力追放推進センター ☎277-1613

**【問合せ先】**総務課

## 要約筆記ボランティア養成講座 開催

町ボランティアセンター

要約筆記は、聴覚障がい者への大切な情報手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることです。筆談(ノートテイク)・OHP・OHCを使用する要約筆記の講座を開催します。

**【日 時】**5月20日～7月29日の毎週日曜日  
(全11回)

午前9時30分～午後0時30分

**【場 所】**中央公民館

**【内 容】**要約筆記の基礎知識  
聴覚障がいについての理解

**【講 師】**NPO法人岐阜県中途失聴難聴者協会

**【受講料】**2,000円(テキスト、材料代)

**【定 員】**15人

**【申込先】**町ボランティアセンター ☎387-5332  
(町社会福祉協議会内)

あなたの悩みに応えたい

保険治療から先端自費治療まで



**桜桃歯科**

☎(058)371-8855 (各務原自衛隊基地南)

詳しくはホームページで

～あなたの力を消防団に～

# 消防団員募集

【女性の方 歓迎します】